

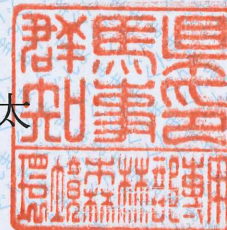
産業廃棄物処分業許可証

住 所 群馬県桐生市広沢町五丁目4714番地

氏 名 明盛宏産株式会社
代表取締役 山野井清朗

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 山本 一太



許可の年月日 令和 2年 6月 9日

許可の有効期限 令和 7年 6月 8日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（破碎）

(2) 産業廃棄物の種類

中間処理（破碎）

①木くず（以上1種類）

中間処理（破碎）

①ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、②がれき類（以上2種類）

2 事業の用に供するすべての施設

(1) ア 中間処理施設（破碎）の設置場所

群馬県太田市吉沢町2709番3、2719番2及び2720番3

イ 中間処理施設（破碎）の設置年月日

令和 元年12月16日

中間処理施設（破碎）の許可年月日及び許可番号

令和 元年11月25日 群馬県第371-1号

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(ア) 施設の種類 破碎

産業廃棄物の種類及び能力

木くず [119.2t/日]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県太田市吉沢町2709番3、2719番2及び2720番3

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

様式第九号（第十条の六関係）

保管面積 597.5㎡ 保管容量 1,259.3㎥

(2) ア 中間処理施設（破碎）の設置場所

群馬県太田市吉沢町2709番3、2719番2及び2720番3

イ 中間処理施設（破碎）の設置年月日

令和 元年12月16日

中間処理施設（破碎）の許可年月日及び許可番号

令和 元年10月25日 群馬県第411-0号

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(ア) 施設の種類 破碎

産業廃棄物の種類及び能力

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず [1,608t/日]

がれき類 [1,608t/日]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

群馬県太田市吉沢町2709番3、2719番2及び2720番3

オ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管能力

保管面積 303.4㎡ 保管容量 1,004.5㎥

3 許可の条件

なし

4 許可の更新、変更の状況

平成17年 6月 9日 新規許可

平成20年 3月21日 変更許可

平成22年 6月 9日 更新許可

平成24年 3月13日 変更許可

平成25年 8月19日 変更許可

平成27年 6月 9日 更新許可

令和 2年 3月18日 変更許可

令和 2年 6月 9日 更新許可

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有・**無**